

## 疾患領域コーディネーターに関する規則

令和2年9月17日

規則第4号

改正 平成28年4月1日規則第54号

令和2年1月16日規則第6号

令和2年9月17日規則第6号

令和6年12月25日規則第17号

### (目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)が所掌する各事業において、疾患領域ごとのマネジメントを行うための疾患領域コーディネーター(以下「DC」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (DCの配置)

第2条 機構は、医療分野研究開発推進計画に基づき、各統合プロジェクトを横断する形で行われる、がん、生活習慣病(循環器、糖尿病等)、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症(薬剤耐性を含む)等の疾患領域(以下単に「疾患領域」という。)に関連した各事業に関し、医療研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療研究開発の環境整備という機構の目的に照らし、特定の疾患領域(前掲の七領域をいう。)ごとに、柔軟にそのマネジメントを行うため、DCを1名配置する。

### (DCの基本的任務)

第3条 DCは、担当する疾患領域に関して、機構の理事長、理事、執行役、統括役、推進役及び各統合プロジェクトのプログラムディレクター(以下「PD」という。)への提案・助言をはじめとする次の各号に掲げる業務を、高度な専門的知見をもって行うことを基本的な任務とする。

- (1) 疾患領域関連事業(担当する疾患領域に関連した各事業をいう。以下同じ。)の各事業間の連携方策等に関する提案・助言
- (2) 疾患領域関連事業の予算規模及び研究開発状況等の把握
- (3) 疾患領域関連事業の実施及び今後のあり方に関する提案・助言
- (4) その他疾患領域関連事業のマネジメントに必要な事項

### (DCの委嘱及び要件)

第4条 DCは、優れた学識経験を有する者で担当する疾患領域に係る各事業の制度の運用に関しての見識を有し、健康面を含めDCとしての業務に必要な時間を割くことができ

る、任期の開始年度の4月1日において65歳以下である者から、理事長が委嘱する。

- 2 担当する疾患領域における目指す事業運営において特に必要であると認めるときは、理事長は、前項の規定にかかわらず、任期開始年度の4月1日において66歳以上である者を、所定の手続を経て委嘱することができる。

(DCの任期等)

第5条 DCの任期は、2年度以内とする。ただし、任期開始年度の4月1日において70歳以下である者の再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当する疾患領域における人材状況等により、特に必要でありやむを得ないと認めるときは、71歳以上である者を再任することができる。

(利益相反マネジメント)

第6条 機構は、DCによる業務実施の公正性・透明性を確保し、国民からの懸念が生じることがないように対応することの重要性に鑑み、DCの利益相反マネジメントを行うものとする。

- 2 DCは、自らが評価に関わる事業の研究開発課題における研究開発代表者又は研究開発分担者となることができない。
- 3 DCは、公募要領作成又はプログラムスーパーバイザー(以下「PS」という。)及びプログラムオフィサー(以下「PO」という。)若しくは評価委員の推薦に関わった場合は、その事業の研究開発課題における研究代表者又は研究開発分担者となることができない。
- 4 DCは、機構から利益相反の状況について申告を求められた場合には、正確に申告を行わなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、DCの利益相反マネジメントの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第7条 DCは、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱の解除)

第8条 DCの担当する疾患領域における目指す事業運営において特に必要があると認めるときは、理事長は、第4条による委嘱を解除することができる。

(兼任の制限)

第9条 DCはPDの職を兼任することができない。DCにPS又はPOの職を兼任させるときは、過度の負担を強いることのないようにしなければならない。

(PD等との連携)

第10条 DCは、任務を行うに当たっては、PD、PS、PO及び機構の職員と十分に連携及び協力を行うものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、DCに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和2年9月17日から施行する。

附 則(令和4年6月16日規則第7号)

この規則は、令和4年6月16日から施行する。

附 則(令和6年9月25日規則第12号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和6年12月25日規則第17号)

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第5条第1項の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	74歳
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	72歳

- 3 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第5条第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「71歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	75歳
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	73歳